

2016年12月14日  
国土管理専門委員会

国土管理専門委員会の調査審議に委ねられた事項に関する偶感

早稲田大学教授  
山野目 章夫

災害と向き合う国土利用という観点から考える際、防災（減災の概念を含む）と復興とを切り分けて考える発想を改め、両者の連続性を意識することが望まれる。あらかじめ避難場所に物を蓄えておく、あらかじめ安全な場所に移り住む、災害で建物が壊れた場所に再建することに固執しない、などの企ては、一連の関連性をもつものとして理解することができる。

国の施策として、このような観点に基づく国土利用の思想を調べ、それに基づく施策の実施に際し課題となることを検証すべきである。

11月5日の世界津波の日に報道された和歌山県広川町の様々な取組は、このような考え方と通底する。すでにある法制上の措置としては、津波防災地域づくりに関する法律が定める特に津波防災住宅等建設区の制度があり、その実施の状況を確認、運用を調べてみることに有益であると想像する。明らかになる課題のなかには、適切な国土利用を進めるうえでの障害となる事象として、所有者の所在の把握が困難であったり、土地に関する権利を有する者が、土地の適切な使用や管理に熱心でなく、さらには土地について権利を有すること自体の忌避を望んでいたりすることなどもあると思われる。それらに対しても、相当な施策が講じられるべきである。

第1回会議における「人口が減少していく中で、うまく土地を使っていくことによって……被害を避けていくことができる」（一ノ瀬委員）、「洪水で浸水した地域にもう1回家を建て直すよりは、もう少し安全なところに建て直したほうが良いということです。防災の観点からは、危険なところからはなるべく住まわせないというのが大前提ですが、もう被災してしまったところでも、次なる災害に備えて、別のところに住んでもらうというのも広い意味で国土管理」である（広田委員）、「春夏秋は山にいてもいいけど冬だけは里におりてくるというのは、雪国では昔からやっていた」（中出委員長）という各発言（発言順）は、ここで提示する所見を申し述べるにあたり、示唆を恵む。